瑞穂町産業近代化拠点の個別計画策定に向けたサウンディング型市場調査
実施要領

１．調査の目的

瑞穂町では、令和６年度に「多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画」を策定し、令和７年度には「瑞穂町新駅周辺における産業近代化拠点の形成に向けたまちづくり計画」を策定しました。

これらの計画をもとに、多摩都市モノレールの延伸に伴い整備される（仮称）No.６駅近くに、スマート農業実装、ビジネス経営支援及び研究開発支援を核とする産業近代化拠点（以下「拠点」という。）の形成（以下「本事業」という。）を検討しています。



多摩都市モノレール延伸計画区間及び新駅計画位置（出典：東京都資料）

本事業は、農業と工業の両方にかかわる類例の少ない取組であり、当町はもとより、参画する事業者も取組に対するイメージがしにくいものと言えます。そこで、当町が民間事業者等の実績、強み、技術、サービス等を把握するとともに、参加者の皆様に瑞穂町及び本事業への理解を深めていただく機会としてサウンディング型市場調査（以下「調査」という。）を実施します。

本調査においては、双方の知見を持ち寄り、実施可能な事業内容や必要となる機能・運営体制等について対話を行うことで、事業化に向けた課題や条件等を抽出することを目的としています。

また、調査結果は、今後予定している優先事業者の選定に係る公募型プロポーザルの実施に向けて、業務範囲、参加資格その他の公募条件を整理するための基礎資料として活用します。なお、優先事業者とは、将来的な拠点運営の担い手となる候補者として選定された優先交渉権者であり、拠点形成に向けた企画検討段階から町と連携・協力する事業者をいいます。

２．対象事業の概要

（１）基本的な方向性

本事業では、拠点に求める基本的な機能として、次の３つを想定しています。これらの機能については、それぞれを個別に推進するだけでなく、相互に連携・融合させるとともに、町内の関係団体等との連携を図りながら、一体的に推進することを想定しています。

（A）新産業拠点施設の導入機能の考え方

導入事業	導入機能のイメージ
スマート農業推進事業	環境制御による生産性の向上、DX の促進等スマート農業、大消費圏である東京近郊への先端拠点、スマート農業のモデルルーム等
ビジネス経営支援事業	既存技術の見える化、先鋭化、既存技術の高度化・新たな技術開発等
施設運営事業	インキュベーション・交流拠点・ワークプレイス、研究開発拠点等

（B）整備に関する考え方

導入事業	事業実施に必要な施設のイメージ
スマート農業推進事業	スマート農業実装拠点（露地栽培、ハウス栽培、コントロールセンター）等
ビジネス経営支援事業	インキュベーション・交流拠点・ワークプレイス、研究開発拠点等
研究開発支援事業	研究開発拠点等

（２）現時点で示すことのできる条件

検討対象	瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺における産業近代化拠点の形成に向けたまちづくり計画に示す①農用地活用ゾーン、②イノベーション創出ゾーン及び産業育成ゾーンを中心に検討
参考規模	①約 2.5ha から 3.5ha（対象となる事業：スマート農業推進事業） ②約 0.5ha から 1.0ha（対象となる事業：ビジネス経営支援事業、研究開発支援事業）
導入機能	（１）に示す機能を中心に検討
今後の進め方	本調査を通じて、事業に関する要求事項と実現条件を整理・具体化し、今後予定している公募型プロポーザルにおける業務範囲、参加資格その他の公募条件を整理する

※参考規模は、民間事業者等に一定の検討材料を示すため、まちづくり計画における整備検討エリアの想定規模を示したものです。事業区域、敷地面積、施設規模等を確定するものではありません。

※施設規模は、（１）に示す３つの事業について個別計画を立案した上で、建築計画を検討することで確定します。

３．実施スケジュール

実施要領の公表	令和８年１１月2日（月）
参加申込期限	令和８年１１月２０日（金）
事前質問票の提出期限	令和８年１１月２７日（金）
個別対話の実施	令和８年１２月1日（火）～令和９年1月１５日（金）
（追加対話）	※必要に応じて、追加の対話を実施する可能性があります。
実施結果概要の公表	令和９年３月頃

※本サウンディング調査に参加意向があり、参加申し込み期限までに「別紙エントリーシート」の提出が困難な場合は、「８．問合せ」に記載の担当者までご連絡ください。

４．対話の内容

（１）対象者

本事業に関心を有し、農業、産業支援、研究開発、創業・経営支援、施設運営、地域連携その他の関連分野について、実績又は専門的な知見を有する法人、法人のグループ、団体等を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

・地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者
・参加申込時点で瑞穂町から指名停止を受けている者
・会社更生法又は民事再生法に基づく手続中の者
・暴力団又は暴力団関係者に該当する者
・国税又は地方税を滞納している者

（２）調査実施の考え方

本調査では、市場性や参画条件等の把握を目的とするだけでなく、当町の事業構想と民間事業者が有する専門的な知見、町職員の地域産業に対する認識を照らし合わせながら、拠点形成に向けた検討の具体化を目指します。

（3）主な対話項目

対話では、参加者の専門分野や関心に応じ、主に次の事項について意見交換を行います。すべての項目への回答を必須とするものではありません。

①参加者の関連実績、強み及び本事業に活用できる技術・サービス
②瑞穂町及び本事業への関心、事業に対する理解
③想定される利用者及び提供すべき価値
④実施可能な事業、サービス及び事業展開の想定
⑤三つの基本事業の組合せ、共用及び相互補完の可能性
⑥必要となる規模（面積）、施設、設備及び運営体制等
⑦町、民間事業者、農業者、町内企業、関係団体等の役割分担
⑧事業化及び継続的な運営に当たっての懸念・条件
⑨優先事業者として参画する場合の業務範囲・条件
⑩今後予定している、優先事業者選定に係る公募型プロポーザルへの参加を検討する上で、事前に明らかになっていることが望ましい事項や判断材料となる事項
⑪他分野の事業者との連携や合同対話の必要性
⑫その他、本事業の具体化に必要な事項

完成された事業提案、詳細な施設計画又は収支計画の提出を求めるものではありません。当町が示す事業のイメージ等を対話の起点として、参加者から専門的な見地による意見をいただき、双方で実現可能性や今後の検討課題を整理します。

5．調査の手続き

（1）調査の手続きに関する質問

本調査の手続きに関する質問がある場合は、「8．問い合わせ先」に記載の担当者までお問い合わせください。なお、いただいた質問及び回答は、公表することがありますので、予めご了承ください。

（2）参加申込み

参加を希望する場合は、別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、期限までに電子メールで提出してください。

（3）事前質問票の提出

円滑な対話のため、申込者の実績、強み、関心分野、現時点で考えられる事業、懸念事項等を記載した事前質問票を提出してください。

本票は、対話の論点を把握するためのものであり、詳細な提案書の作成は求めません。既存の会社案内、事例資料その他の補足資料は、必要に応じて任意で提出することができます。

（４）実施日時等の連絡

参加申込みを行った事業者に対し、実施日時、場所及び実施方法を電子メールで連絡します。申込み状況により、希望日時に沿えない場合があります。

（５）個別対話の実施

対話は、参加者のアイデア及びノウハウを保護するため、原則として参加者ごとに個別に実施します。

・所要時間：１者当たり 60 分程度（目安）
・場　　所：瑞穂町役場会議室等
・参加人数：１者当たり８名以内
・実施方法：対面

（６）結果概要の公表

本調査の実施後、参加者数、主な意見及び今後の検討方針等を取りまとめ、結果概要を公表します。

参加者の名称は、希望しない場合を除き、公表予定です。なお、参加者のアイデア、技術、事業手法等が明らかにならないよう配慮し、公表前に該当する参加者へ内容を確認します。

６．留意事項

（１）参加者の取扱い

本調査への参加実績及び意見の内容は、今後予定している公募型プロポーザルその他の事業者選定における評価の対象とはなりません。また、本調査への参加は、今後のプロポーザル等への参加条件ではありません。

（２）費用負担

本調査への参加、資料作成その他の参加に要する費用は、参加者の負担とします。

（３）調査結果の取扱い

本調査で得られたご意見・ご提案は、今後の事業検討及び公募条件の整理の参考としますが、その内容の採用、事業化又は契約の締結を約束するものではありません。

（４）追加対話への協力

本調査の終了後も、必要に応じて追加の対話、文書による照会又はアンケート等への協力を依頼する場合があります。

（５）公平性の確保

本調査を通じて新たに明らかになった共通的な事業条件や基礎情報は、必要に応じて公表し、今後の事業者選定における公平性及び透明性を確保します。

（6）情報の取扱い

参加者は、本調査を通じて知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、当該情報を、本調査への参加及び今後予定している公募型プロポーザルに関する検討以外の目的で利用してはならない。

7．別紙・参考資料

・エントリーシート
・事前質問票
・多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
・瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺における産業近代化拠点の形成に向けたまちづくり計画

8．問い合わせ先

瑞穂町都市整備部 交通政策モノレール推進課 モノレール推進係
所在地：〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
担当者：関場、保田盛
電話番号：042-513-9379
電子メール：koutuu@town.mizuho.tokyo.jp